

第4回データ利活用制度・システム検討会

(開催要領)

1. 開催日時：令和7年2月13日（木）13:00～15:00

2. 場所：デジタル庁14階会議室

3. 出席：

安中	良輔	日本製薬工業協会産業政策委員会健康医療データ政策 GL
生貝	直人	一橋大学大学院法学研究科教授
依田	高典	京都大学大学院経済学研究科教授
稲谷	龍彦	京都大学大学院法学研究科教授
小川	尚子	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長（岩村構成員代理）
上野山	勝也	株式会社 PKSHA Technology 代表取締役
岡田	淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士
落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士
穴戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
巽	智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
丹野	美絵子	公益社団法人全国消費生活相談員協会消費者情報研究所消費生活 専門相談員
森田	朗	一般社団法人次世代基盤政策研究所所長・代表理事

<ゲストスピーカー>

加毛	明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐脇	紀代志	個人情報保護委員会事務局長
瀧	俊雄	一般社団法人電子決済等代行業者協会代表理事
堀本	善雄	金融庁政策立案総括審議官
横田	健一	ファイナンシャルプランナー、株式会社ウェルスペント代表取 締役

<事務局>

小川	康則	デジタル行財政改革会議事務局長代理
村上	敬亮	デジタル行財政改革会議事務局長補佐／デジタル庁統括官
山澄	克	デジタル行財政改革会議事務局審議官
吉田	宏平	デジタル行財政改革会議事務局審議官
神谷	隆	デジタル行財政改革会議事務局審議官

松田	洋平	デジタル行財政改革会議事務局参事官
木尾	修文	デジタル行財政改革会議事務局参事官
小林	剛也	デジタル行財政改革会議事務局参事官
坪井	宏徳	デジタル行財政改革会議事務局参事官
中野	芳崇	デジタル行財政改革会議事務局企画官
楠目	聖	デジタル行財政改革会議事務局企画官

<オブザーバー>

福田	誠	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
吉屋	拓之	個人情報保護委員会事務局参事官
松澤	瞭	デジタル庁政策・法務ユニット法務スペシャリスト
黒藪	誠	デジタル庁統括官付参事官
八代	将成	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室長
守谷	学	経済産業省商務情報政策局情報経済課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) これまでの論点について
 - (2) 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しについて
 - (3) 金融分野におけるデータの利活用について
3. 閉会

(資料)

- 資料1 これまでの論点について（事務局提出資料）
- 資料2 個人情報保護委員会事務局提出資料
- 資料3 金融分野におけるデータの利活用について（事務局提出資料）
- 資料4 金融庁提出資料
- 資料5 加毛明東京大学大学院法学政治学研究科教授提出資料
- 資料6 横田健一株式会社ウェルスペント代表取締役提出資料
- 資料7 瀧俊雄一般社団法人電子決済等代行事業者協会代表理事提出資料
- 資料8 参加者名簿

(概要)

○森田座長 定刻になりましたので、ただいまから第4回「データ利活用制度・システム検討会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の進行について御説明をお願いいたします。

○山澄審議官 事務局でございます。

本日、議題は3つございます。まず、これまで1回目から3回目までの議論の内容の要約を若干御紹介した後に、2つ目として、個人情報保護法の3年ごと見直しの状況について報告がございます。3つ目、金融分野におけるデータ利活用をテーマにゲストスピーカーの方々にお話しいただいた後、質疑ということにさせていただければと思います。

資料は席上のタブレットに格納しています。万一、不具合等がありましたら、いつでもおっしゃってください。

本日、安中構成員、生貝構成員、依田構成員、稲谷構成員、上野山構成員、落合構成員、宍戸構成員、巽構成員にはオンラインで御参加をいただいております。また、岩村構成員の代理として、経団連産業技術本部長の小川様がオンラインで参加されております。上野山構成員、巽構成員は途中で御退席の御予定でございます。阿部構成員、越塚構成員は御欠席でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

まず、事務局からこれまでの議論につきまして紹介をお願いいたします。

○山澄審議官 この資料でございますけれども、あくまでも事務局の文責の下、これまでの公約数であろうかというものを要約したものでございます。当然ながら、これに何か限定するとか、入っていないものはこれから議論しないとか、そういうことではございませんのですが、これからの議論の土台として御覧いただければと思います。

1枚目、データ利活用の意義ということで、幸福追求権の観点からしても、データ利活用は必要不可欠という御発言のほか、欧州におけるデータ法の立法目的などについても御紹介があったところでございます。

データ利活用の大前提といたしまして、データの利活用と保護の両立の重要性という部分についても構成員から言及があったところでございます。個人情報保護やデータ保護の監督機構とデータ利活用の両立ということ、あるいは消費者や中小企業等の利用者等の側面についても重要性について言及がございました。

本日もこの後少し説明がございます個人情報の在り方ということにつきましても、議論が主に第2回でございました。同意概念の考え方について1つ目のポツのように指摘がある一方、個人を保護するため、核心的利益を保護するために法が制定されている点を考慮する必要がある。あるいは医療・教育などの分野ごとに、その特性やニーズを踏まえ、制度設計・運用を見直す必要があるのではないかというような議論もされております。

次のスライド、第3回の議論が中心でございましたけれども、データ共有と競争の両立ということで、デジタルイノベーションのためには新たなサービスが業種横串で生まれている。協調領域によるデータ共有の積極的な進展の重要性についても御説明がございました。

中ほどぐらいにございますけれども、例えば医療、金融、教育、防災などの準公共分野では、データ共有のためにはハードローやソフトローの活用が必要ではないかという指摘がある一方で、その少し下になりますけれども、コンプライアンスコストについて、あるいは産業分野でのデータ提供者にはインセンティブの設定が不可欠ではないか。あるいは規制分野についてはデータを出すインセンティブになり得るというようなことで、分野ごと、対象ごとについてのきめ細かな議論が必要だという御指摘もございました。

次のスライド、データ利活用を支えるアーキテクチャー、デジタル公共財の整備、あるいはトラスト基盤の必要性についても御指摘がございました。司令塔機能の話を含めまして、データ利活用を進める体制についても御指摘がございました。

4枚目のスライド、上のほうに書いてあるのは、特に分野ごとの議論として改めて精力的に議論したいと思いますが、特に医療分野については幾つか個別論としても議論がございました。こういうものも参照いただきながら、これから一層の議論を積み上げていただければと思います。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、個人情報保護委員会、佐脇事務局長から個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの状況について御報告をお願いいたします。

○佐脇事務局長 御紹介いただきました個人情報保護法の佐脇でございます。

タイトルにありますとおり、現在、個人情報保護法の法律に基づきました3年ごとのレビューを行っております。レビューを行って必要があれば制度改正を行うということになってございます。前回改正の施行から3年のタイミングを見据え、一昨年からレビューを開始しておりまして、現在レビューを踏まえた制度改正の案について詰めの作業を行っている段階でございます。本日は、そのうち、この検討会で検討を進めていただく上で特に関係の深い項目に絞って御説明したいと思います。

1ページ目、第1回検討会の事務局資料から借用させていただいておりますが、一番左はデータ法制の中で個人データに関するものでございます。人権やプライバシーの観点で随分前から一般ルールとして整備されたということかと思ひまして、これは欧米・日本同様でございます。この保護ルールはデータを取り扱うものとして、データ利活用の実態やニーズを踏まえながら、個人の人格尊重の見地からどう適正に扱うかということを経営法として定めたものでございますから、ある意味、これ自身もある種利活用とのバランスを踏まえながら制定されているものです。それはGDPRも日本の個人情報法と同様だと思います。

次に真ん中のデータ利活用関係の法制でございますけれども、私どもの理解といたしましては、GDPRというのはEUの各国の司法を越えて、ある種直接適用するルールを定めるというものでございます。一方、様々な分野では各国で様々な政策目的から独自に政策を追求したほうが良いという類型もあるものですから、あらかじめGDPRでは、その例外的な規律を設ける権限を留保しているということです。それに基づいた建て付けとして、医療や

司法、その他について独自の法制を行えるということになっているかと思います。

もとより日本の個情法は、法律上も単に法令で定める場合とだけ書いてございまして、法的措置を講じれば例外は直ちに設けられるという整理になってございます。ただ、個人情報保護法の総則部分、あるいは閣議決定しております個人情報の保護に関する基本方針、さらには政府全体の政策の在り方から大きくかけ離れるような特例を設けたいという場合には、相当な説明が必要という構造になってございます。

各法の便宜を図る観点から、バランスのとれた規律を御検討いただくために、先日の第2回検討会でも御説明いたしましたけれども、個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則というものを示しているわけでございます。

EUはこのように各国の権限の留保を前提にしておりますけれども、当然ながら医療や金融など、EU域内で統一的にデータを活用すべき分野も出てくるわけでございますし、それが各国でばらばらに履行されるのは不都合なので、あえて横断的な法律になっているということかと理解してございます。日本はそういう事情がない割にはできていないということかと思えます。

若干話が逸れましたが、そういう意味では、日本の一般法である個人情報保護法がどこまで何ができるのかということを前提に、特例、あるいは別の観点がある一般法の議論をするということで、個情法の改正を含めた見直しの方向性を一旦前提条件として御理解いただいた上で検討を深めていただくのがよろしいかという趣旨でございます。

2ページ目、これまでの検討経緯を簡単に書いてございます。中ほどの令和6年10月16日でございますが、このタイミングで、今日御説明しますような話を含めた検討の充実に向けた視点を提示いたしました。

その後、ヒアリングを積み重ねまして、令和7年1月22日に、6ページにある、新しい事項も含めた全体図を改めて提示したところでございます。特に左上の緑色の部分は本人の関与に関するものでございまして、そのほか右側にはデータの活用の実態の多様化に対応した制度の見直しや、下のピンク色の部分には担保措置の強化ということがございますけれども、本日は、特に左上の、データの活用の局面でしばしば論点となります本人の関与の在り方に関する制度の見直し案を中心に御報告したいと思っております。

かなり具体的な制度案のようなものを出してございますけれども、もとよりこういうものは非常に広範な方々に影響を及ぼすものでございますので、本日を含めまして様々な方との意見交換において制度を練り上げていきたいと思っていることを申し添えたいと思います。

ページを戻っていただきまして4ページ目、本人関与の観点で注目いただきたいのは(2)の部分でございます。先日も御紹介いたしましたけれども、個人情報保護法は本人の関与を通じて、事業者と本人との間での自主的な規律を働かせていくというメカニズムを具体的にビルトインしている法律でございます。本人が関与することで事業者の緊張感も生まれ、個人データの適正な取扱いが図られるという当事者主義になっているわけでござい

す。

この本人の関与ということについては、様々な観点から御意見がありまして、このたびは本人の権利利益への影響の程度というものに着目いたしまして、本人の関与のさせ方についてはグラデーションを設けるということをより積極的に法律の中に取り込んでいくということを提案するに至ったわけでございます。

具体的なイメージを持っていただく観点から7ページ以降、数ページのスライドで御紹介したいと思います。

現在、個人情報の様々な取扱いをする場合、とりわけ第三者にデータを提供したり、利用目的を変更したりする場合には、本人の同意を逐一求めるのが原則になってございますけれども、このスライドに書いてある場合につきましては、その原則の例外を設けようという発想でございます。

まず、統計作成等の一般的・汎用的な分析結果の獲得・利用のみを目的としている場合には、特定の個人の権利利益を侵害するおそれが少ないということで、目的の利用に限定されること、すなわち、まさにその目的だけに利用されていることを担保すれば、本人の関与がなくデータの提供などができるようにするという提案でございます。統計作成といいますと、典型的な意味での統計もそうでございますし、様々なパラメーターをつくり込むという意味では、ある種のAI開発などもこの類型に該当するかと思っています。

その次に（２）については、特に左下の注４を見ていただきますと具体的にイメージできるかと思うのですが、例えばホテル予約サイトで予約する場合、当然予約先のホテルに名前を提供するわけでございますけれども、形としては第三者提供になるわけでございます。あるいは、本人が銀行に指示をして海外送金する場合には、送金先には送信元の本人の情報を提供するわけでございますけれども、これも基本的には海外への第三者提供ということになります。いずれも杓子定規に言いますと本人の同意が必要になるわけでございますけれども、これについて逐一同意を求める必要があるかどうかという議論でございまして、基本的に不要とするというような発想で整理してございます。

8ページ目、その他の幾つかの例外につきましても、使い勝手をよくするという観点から考え方を示しております。例えば公益的な利用の場合には、第三者提供の例外になるわけでございますけれども、原則は極力本人の同意を求めるということになってございますが、よりリスクベースで判断した上で、本人同意とは別の根拠に基づいて提供できるというような枠組みを設けたいと思っております。

さらに2つ目の緑マーカーの箇所にありますのは、漏えいした場合に本人に通知をするというようなルールに関してでございますけれども、どのようなものが漏えいされたかというリスクに見合った形での本人への情報提供というカテゴリーを設けるといったように、ある意味でリスクを斟酌した形での制度の再検討を図っていきたいと思っております。

逆に申し上げますと、次の9ページにあります子供の個人情報への対応などは、現在、大人の個人情報と子供の個人情報の差異はございませんが、むしろリスクや将来への影響と

いう点を踏まえて、子供の情報取扱いは慎重を期す。慎重を期すといいましてもGDPR並みということでございますけれども、そういった施策を考えているものでございます。

以上のような取扱いを現在進めようとしているものでございます。特に本人の権利利益の直接的な影響の部分の切り口にした規制の再整備というのが、私どもにとりましてはかなり大きな発想の転換でございます。これまでは本人の権利利益とのバランス、あくまでも公益性の比較ということでございましたが、今回はそれに加えて、本人利益とも直接的に関係して、リスクの程度を踏まえて関与の可否を考えようという新たな軸を導入したものでございます。端的に言いますと、事業者からのニーズの高い領域ではあります。

その反面、ある意味で消費者の懸念の可能性もあると考えてございます。統計作成の場合の例外で言いますと、生成AIの開発の関係では、関係者でとてもニーズが高いわけでございますが、一方、学習データに含まれると、個人情報保護の取扱いを含めた個人への配慮が不可欠という意見もございます。

こうした中で、今回は個人の権利利益の直接的な影響の有無という観点での整理を行うとともに、個人情報保護法はあくまでも当事者間の自主的な規律を重視しているということになってございますので、この例外を適用するものを個人情報委がしっかりモニターできるように事前に登録するなどということはせずに、事業者の自主的な情報提供や、あるいは提供元事業者から提供先事業者に統計作成に限るということを担保しながら提供する観点で、書面による合意といったような規律をしっかり働きかける方向で制度を組み立てたいと思っております。

こういったガバナンスが適切に利用されることが期待されるわけでございますけれども、大量の個人データが本人の関与なく第三者に提供し得るということで懸念する声があることは確かでございますし、悪意ある者がいないわけではありません。その対応として基本的には自主的な規律を重視しつつも、懸念されるような権利利益の侵害となるような事案が起こらないように適切な抑止効果を図る観点から、課徴金制度を含めた実効性の確保についてもトータルパッケージで提案しているところでございます。

個人データの利活用におきましては利活用に対する本人の理解、信頼をしっかり維持するような視点を重視しながら検討を進めたいと思っております。他方、ルールが守る側にとっても納得感があるものであることがルールをしっかり生かしていく上でも重要だと思っておりますので、引き続き3年ごとの見直しのプロセスにおきましては、事業者、消費者を含めた幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら検討を進めたいと思っております。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、ここまでの議事につきまして、構成員の皆様から御質問・御意見があれば御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。御発言がある方はネームプレートを立てていただくか、オンラインの方の場合には手を挙げていただきたいと思います。

経団連の小川さん、どうぞ。

○小川構成員代理 ただいまの佐脇事務局長の御説明に関しましてコメントさせていただきたいと思います。

佐脇事務局長をはじめ、個情委の皆様には日頃より経団連と緊密なコミュニケーションを図っていただいております、この場を借りまして改めて御礼申し上げたいと思います。

昨年の個情法3年ごと見直しに関する検討会や事務局ヒアリングなどを経まして、このたび個人データの利活用を含め、個人情報保護法制の全体的な課題について、再整理いただいたことは非常にありがたいと思っております。これによってようやく個人情報保護法の見直しに向けた全体的な議論のスタートラインに立てたと認識をしております。

とりわけ先ほど御説明がありました個人の権利利益の侵害の有無により同意規制の在り方を見直すという部分は、事務局長の御説明にもありましたけれども、利活用に向けて非常に大きく踏み込んでいただいたと歓迎をしております。

御説明にあったAI活用や、公衆衛生に関する医療データの活用など、幅広い業界から高い関心が寄せられているところですので、よい方向に議論が進むことを期待しております。

他方、こうした新しい制度を取り入れていくときには、よくよく気をつけて制度を設計していく必要があります。過去にもよかれと思ってつくっていただいた制度が、思わぬところに隘路があり、実際には使えなかったというような事例も多々見られるところがございます。従いまして、今後の制度設計に当たりましては、利用者の目線から真に使い勝手のよいものになるように、私ども経済界と十分な時間をかけて丁寧な議論をしていただきたいと思いますと思っております。

また、事務局長のお話にもございましたように、逆に保護のほうを心配される方々もおられるということですので、その両者をよくよく調整し、丁寧なプロセスで新しい制度をつくり上げていく必要があるものと思っております。拙速な議論は控えるべきと思っております。「今次国会への提出」といったような時間を区切ることなく、今後も適切に経済界と意見交換をしていただきながら、丁寧に制度設計をしていただければと期待しております。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、落合構成員、安中構成員、簡潔にお願いいたします。

○落合構成員 落合です。御説明いただきましてありがとうございます。

今回御説明いただいた内容というのは、この検討会の中でも一次利用、二次利用ということで、それぞれ医療に限らずそういった利用について検討している部分がございます。その中で、特に二次利用の側面、7ページの1の(1)ですとか(4)のような場面について手当がされる部分もございますし、(2)(3)のような一次利用側の一部を形成していくことができる部分もあると思っております。

そういった意味で促進する部分もございますが、一方で、本日の御説明にもあったようなプライバシーに関する心配というのも日本の中では非常に大きくありますので、利活用できる道をしっかりと整えるとともに、ガバナンス側もしっかりと整備したような取組に

基づいて、ぜひ個情報の改正も今後しっかりと進めていっていただきたいと思います。と思っています。

追加して、日本とEUの法制との関係でもおっしゃっていただきましたが、1ページのほうで議論されておりましたとおり、利活用に当たっては基本的なガバナンスの設計が全体としてあるだけではなくて、利活用に向けた部分、場合によってはむしろ保護を強めるような部分、これを分野ごとに整備していくことは極めて大事だと思います。その点も含めて個情委のほうでもEUの例を示していただきながら、御認識を示していただいたように思っておりますので、そういった意味では、さらに早期に具体化をしていっていただいて、本件等ともうまく組み合わさって議論が進むように期待しております。どうもありがとうございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、安中構成員、どうぞ。

○安中構成員 製薬協の安中でございます。佐協事務局長の御発表に対して1点コメントと1点意見でございます。

経団連さんと基本的には同じになりますけれども、御説明いただきました7～8ページのところ、個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方につきましては、思い切ってリスクベースの考え方に非常に合理的な内容にいただいたことを製薬協としても深く感謝いたします。この方向でうまく法改正していただくことを願っております。それがコメントです。

もう1点、意見につきましては、これも経団連さんからのコメントと一緒に、法律は神は細部に宿ると我々は思っております、法の条文も大事ですけれども、政令、施行規則、ガイドライン、Q&A、そこの書きぶりで利活用が進むかどうかというのは大きく決まっておりますので、その策定の点では、私ども製薬協の意見もヒアリングしていただけるとありがたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森田座長 続きまして、依田構成員、その後、稲谷構成員、宍戸構成員、そこで今日は止めたいと思います。

依田構成員、お願いします。

○依田構成員 簡潔に、今後AIがどんどん発達していくときに、今までは入力データとしての個人情報や要配慮情報に対する議論が多かったと思うのですが、今後はそうした同意があるなしにせよ、そうした個人データを用いたAIでの分析結果として出てくる出力、それが例えば信用スコアであったり、あるいは疾病リスクであったり、そういった統計的解析を行った結果としての出力のほうが個人にとってプライバシー性や要配慮性が高くなってくると思われます。

そうした推定値としての出力のほうはプライバシー性や要配慮性に基づいて今後どういった扱いになるのか、それ自体は個人情報からは外れて比較的扱いやすいまま残るのかど

うかについて見通し等があれば、教えていただければと思います。

以上でございます。

○森田座長　続きまして、稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員　私も皆様の意見にありましたように、今回、権利利益保護との相関性に基づくリスクベースアプローチを導入する方向で進めておられるという点については、非常に合理的ですし、高く評価できるのではないかと伺いながら思いました。そこを進めることとトレードオフになるのだと思いますけれども、そうすると、リスクを合理的に軽減するガバナンスの在り方、その実効性の確保の在り方みたいなものをセットで考えていき、かつそこに対するインセンティブをかけていくということで課徴金のようなものをつくっていくというのも、全体としてのバランスを取っていくやり方としては、おおむね大きな方向性として望ましいのかなと思います。

一方で、恐らくこれまでのコメントでもあったところだと思うのですが、ここでのやり方というのが、結局過大なコンプライアンスコストが課されてしまうことになるという話になってしまいますと、結果的にやろうとしていること、つまりデータ利活用の促進が進まないということにもなりかねないという問題もあると思います。ぜひガバナンスの在り方みたいなものを考えていくときにも、具体的にユースケースが想定される事象などの解像度を上げていって、リスクベースアプローチの精度を上げていくことで、ソフトローなども活用しつつ、できるだけ合理的で、関係するステークホルダーから見ても納得度が高いようなものにしていくことは必要かなと思います。

あとは今回の話の背景にあるAIの利活用などもそうなのだと思いますが、技術の発展によってデータをどのように使っていくのかということは時宜に応じて変わってくところもあります。ソフトローをうまく使っていくというのは、柔軟性に一番メリットがあると思いますので、アジャイルにその在り方を見直すことができるようにするといったところなども視野に入れて議論を進めていただけるといいのかなと思ったところです。

以上となります。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、宍戸構成員、どうぞ。

○宍戸構成員　東京大学の宍戸でございます。本日は予定変更でオンラインでの参加で大変失礼いたします。私がどの立場で言うのかもややこしいところがございますけれども、簡潔に2点だけ申し上げたいと思います。

一つは、佐脇事務局長からお話がありました、個人情報分野におけるAIを念頭に置いた取扱いの議論は、同時にAI自体をめぐる規律の在り方といわば表裏というか、当然に連動する部分がございます。とりわけこのような検討会、あるいはデジ行などの場においてAIをめぐる議論全体について見る、そして、その前提として個人情報をめぐる議論ではこういう整理をした、そうであれば、AI全体について、あるいはAIを踏まえたデータ利活用についてはこうだろうという適切なキャッチボールを、我々構成員自身もそうですし、事務局間

においてもよくよくしておいていただければと思います。

2点目は、小川さん、安中さんから御指摘をいただいたところでもございますけれども、個人情報法の改正云々だけでなく、適切なコミュニケーション、ステークホルダー間のキャッチボールで、ベターレギュレーション、あるいは消費者保護の在り方を目指していくという点では全て一致していると思っております。引き続きコミュニケーションを、例えばこの規律であればこういうことが考えられるのではないかと、こういう論点があり得るのではないかとといったことは、早め早めに御意見等をいただき、また、事務局を中心にしっかり対話をしていただければと思います。

私からは以上でございます。

○森田座長 コメントをありがとうございました。

今日は全体がタイトですので、これについての議論はしませんが、個人情報法のほうから最後に。

○佐脇事務局長 依田先生の質問にお答えいたします。仮にAIでの処理の結果、インプットと変わらないような個人データと評価できるものが出力され、それを何らかに取り扱うという場合には、個人データの処理のままでございますので、個人情報保護法の適用云々という議論になろうかと思います。そうではない場合には、基本的には個人情報保護法の立場から言いますと、先ほど穴戸構成員がおっしゃったような、AI固有のものとしてどう課されるのかというところで期待するしかないという部分がございます。

他方、AIのアウトプットを使って個人情報と掛け合わせて特定の個人に働きかけるというサービスが仮に現れた場合、あくまでも個人情報を扱っているわけですので、それによって個人に影響が及べば、個人情報法の世界で言いますと、不適正利用その他の規制の規律に係ることになります。

繰り返しになりますけれども、AIそのもののアウトプットが潜在的に何らのプライバシーに影響するようリスクがある場合の規律は、個人情報保護法では現状は射程外ということでございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございました。

また議論する場があるかと思いますので、今日はこれくらいにさせていただきます。

続きまして、金融分野におけるデータ利活用についての議事に移りたいと思います。

まず、事務局から事務局資料について御説明をお願いします。

○小林参事官 事務局でございます。資料3を御覧いただければと存じます。

金融分野におけるデータの利活用についてということでございまして（1）ですけれども、将来像はどのようなことを考えているかということで2つございます。

一つは、個人が金融データを柔軟に管理し、活用することによって、家計の収支管理、さらには利便性が高まった。今、国を挙げて進めています資産運用立国の実現にもつながるのかどうかというのが1点目です。

2点目が、データの相互運用によってイノベーションが促進され、個人のニーズに即した金融商品やサービスを容易に選択できる環境づくり、さらには新ビジネスの創出などにつながるのではなかろうかといった将来像を念頭に置いております。

(2) 諸外国における多様な金融サービスの創出の事例といたしまして、スペインのBBVAという銀行におけるモバイルアプリの例なども紹介してございます。

(3) 日本における対応の例ということでございまして、平成29年の銀行法等の改正において、金融機関にオープンAPIに係る体制整備を実装することが努力義務化されたところでございます。この会議における議論の方向性というのを(4)のほうで主な論点として挙げております。

1つ目は、デジ行財は発足当初から利用者起点ということで議論をしてまいりました。この場合、金融の分野におけるデータの利活用ということであると、生活上の様々なニーズや人生の各ステージにおけるライフイベントの中で、どのような金融情報を御自身で各時点において把握する必要があるのか。また、こういった情報の見える化によって、国民の利便性の向上とか多様なサービスが出てきて便利になるといったことが期待できるのではなかろうかという論点が1点目でございます。

2点目が、オープンバンキングからオープンファイナンスへということで、銀行口座に加えてクレジットカードや電子マネー等々のデータ連携を促進させることによって、国民にとって便利なサービスが創出できるのではなかろうかという点。また、国民が自身の家計状況や金融データを把握しやすくするための手法として、官民、または民間企業同士のデータ連携や、政府が現在提供しているフロントサービス、マイナポータルとか、公的年金のシミュレーション等と民間サービスとの連携をどのように考えるかといった論点があると考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続いて、ゲストスピーカーとして金融庁の堀本善雄政策立案総括審議官からお願いいたします。

○堀本審議官 金融庁でございます。本日のテーマであります金融分野におけるデータ利活用ということで、当庁から見ますと、国民の円滑な資産形成であったり、あるいは金融的な側面からの家計管理、あるいは生活設計、そういったものを円滑にしていくという目的だと考えますので、その前提といたしまして、金融経済教育の方針について少しお示したいと思います。

資料4の1ページ、先ほど資産運用立国の話がございましたが、資産運用立国にはいろいろな柱があるのですけれども、そのうちの大きな一つは国民の安定的な資産形成を支援する柱でございます。これに関しまして基本方針が昨年3月15日に閣議決定されておりました、赤いところがございますとおり、金融経済教育を受けたと認識している人の割合を20%にする。足下は7%ですけれども、そういうことになっております。後ほど御説明

いたしますが、広範な観点からこういうことが重要だということが一つあります。

さらに一番下にありますとおり、金融経済教育推進機構というのを新しく立ち上げまして、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すために個人が安心して相談できる環境を整備することになります。後ほど申し上げますが、単に学校で教育を行うというだけではなくて、実際に国民の皆様が自らの資産も含めてそれを振り返っていただいて、将来の資産形成のプランを立てていただくことが目的でございますので、そういったものについても機構において支援をしていくということになっております。

続きまして2ページ、振り返ってみますと、資産形成の観点から昨今非常に注目を浴びているわけですが、我々金融庁は資産形成のみならず、その前提としての家計管理、生活設計が重要だと考えております。ここにございますとおり、4つのリテラシーを活用していくことが重要だと考えておまして、1つ目は家計管理、2つ目は生活設計、ライフプランの明確化、それを踏まえた資金の必要性、3つ目に金融商品の選択や、その背景にあります金融経済の理解ということでございます。さらに必要に応じて外部の知見、アドバイザーを活用していくということ、この4つがそろって初めて金融リテラシーというのは効果を持つと考えております。

3ページ、そういったことを全体的にやっているのが金融リテラシー・マップです。ほんの一例ですが、このような形で各世代別、あるいは項目別にこういったリテラシーが必要であるということを既に設定して金融教育を行ってきております。

そのうちの家計管理でございます。家計管理は当然のことながら収支の把握と支出の見直しということになります。この会議の関係からいきますと、下のほうの収支と支出のバランスを取るためにという緑の部分でございますけれども、給与明細書、あるいは家計簿、住居費、ローン返済、こういったデータを各人に把握していただく。その上で収支をプラスに持っていくということが重要であるということの周知を図っております。

続いて生活設計でございます。自らのライフイベントを想定していただきまして、重要なのは生活設計を定期的に見直すことでございます。こういった定期的な生活設計の見直しというのが重要であるということを我々は周知しております。

その上で、③ですが、金融商品の選択、金融経済の理解ということです。詳細な商品性とか、そういったものは全ての国民の方に理解をしていただくことは難しい側面がありますので、最低限それぞれの自分がやっている取引の属性であるとか、リスクであるとか、あるいは性格といったようなもの、あるいは取引の相手がインターネットなのか、あるいは業者に信頼性があるのか、まずはそういったようなことを理解していただくということが、この教育でございます。

その上で、先ほど申しましたように、金融の知識はかなり詳細にわたる部分でございますので、必要に応じてファイナンシャルプランナーとか、あるいはホットライン等を活用していただくということが重要で、その下のほうに書いてありますとおり、商品の利用の是非の判断に必要な情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な専門家

等を把握することが必要というのが我々の周知の内容でございます。

そうした中、先ほど申しましたように、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を昨年４月に設立して、８月から本格稼働をしているということでございます。これ自身は国が設立を認めた中立的な機構でございます。下のほうの主な事業を見ていただいて、主な事業のうち１、２は一般的にいわれる教育活動でございまして、学校、職場等に講師派遣をしたり、あるいはイベント・セミナーをやるということです。

この機構はそれとともに３、４という事業をやっております、これは個別相談事業、先ほど申しました家計管理、生活設計、資産形成等に関して、個人の状況に応じたアドバイスを提供するという機能でございます。それから、４は認定アドバイザーの事業といたしまして、いろいろなアドバイザー、助言者が日本にもたくさんあるわけですが、このうち特定の金融事業者、金融商品に偏らないアドバイスができるということで、そういったようなことを認定する事業をやっております。もちろん代理店においても業務運営を個々で定められておりますので、それ自身はそうなのですが、実際にアドバイスを受ける側が安心するという要素の一つとして、世の中に示しているということを始めております。

１、２はいわゆる教育、周知、啓蒙活動ですけれども、３、４はむしろ国民の皆様実際に資産形成をやっていただく事業でございまして、それを経験することを通じて金融教育をさらに実のあるものにしていこうというような事業をやっております。

本日のテーマのデータ利活用との関係でいきますと、先ほど申しましたように、我々の金融経済教育は単なる教育・周知活動だけではなくて、それを前提に自身の金融資産のストックやキャッシュフローを把握しまして、将来を見据えてライフプランを立てていく。これを促していくという活動だと御理解いただければと思います。

実際に、その前提として個々人がこれらのデータを容易に把握できる環境整備についても強い関心を持っております。実際に個別相談事業をやっていきますと、まずやるのはこのデータの収集ということでございますので、こうした観点から、こういう環境整備について、我々として強い関心を持って事業を進めているところです。

私からは以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

続きまして、ゲストスピーカーとして東京大学大学院法学政治学研究科の加毛明教授から御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加毛教授　東京大学の加毛と申します。本日は御報告の場を頂戴し、誠にありがとうございます。

スライドの２ページですが、冒頭に、本日の事務局資料である資料３において、金融分野におけるデータの利活用の課題とされる２つのものを挙げておきました。これらの課題に関連して、私は２年ほど前に「金融機関と顧客の仲介に関する法的課題」と題する論文を執筆しました。本日は、この拙稿に基づいて、本研究会の課題に関連した幾つかの話題提供をしたいと思います。

3 ページに移ります。拙稿では、金融分野において、近時、金融機関と顧客をつなぐ仲介者に関する法整備が進んでいることを取り上げました。平成29年の銀行法改正では電子決済等代行業が新設され、令和2年の金融商品販売法改正では金融サービス仲介業が新設されました。これらの法改正の背景には、情報通信技術の発達を背景として新たな金融サービスが登場したことや、顧客に最も適した金融商品・サービスを提供することの社会的重要性の高まりがあるということが出来ます。

その上で、拙稿では2つの検討の視点を設定しました。すなわち、顧客情報の活用と仲介者の金融機関からの独立性です。まず、前者については、顧客に関する様々な情報を取得・分析することにより、顧客の需要を明らかにすることが期待されます。その上で、後者について、顧客の需要に合致する金融商品・サービスを推奨するためには、仲介者が特定の金融機関に依存しないことが重要であると考えられます。また、金融機関からの独立性を有する仲介者の存在は、顧客の利益にかなう金融商品・サービスの組成・開発にもつながり得るものと期待されます。

4 ページに移りまして、以上の2つの視点は、近時、消費者法制の文脈において消費者のエンパワーメントが語られていることとも重なります。令和5年に公表された消費者庁の有識者懇談会の報告書では、デジタル化やAI等の技術の進展を背景として、技術によって消費者をエンパワーメントする方策にも目を向けるべきことが指摘されています。金融分野に限らず、多様な商品・サービスの購入について、消費者の判断をバックアップする技術利用の可能性に期待が寄せられているわけです。

5 ページに移りまして、拙稿の2つの視点によれば、金融分野において従前から存在していた仲介業には、幾つかの限界があったことを指摘できます。まず、保険代理店、金融商品仲介業、銀行代理業という仲介業者については、所属制という規制の在り方が採用されています。これらの仲介業者は、金融機関の委託を受けて金融機関のために業務を行うものであり、金融機関の指導・監督に服します。この点は、複数の金融機関の委託を受ける乗合代理店も同様です。その一方で、仲介者が顧客に対して行った不法行為について、所属金融機関は損害賠償義務を負うことが法定されています。

総じて言えば、これらの仲介業者は、金融機関からの独立性が低く、金融機関に従属した存在として位置づけられます。その結果、これらの仲介業者は、顧客と別段の契約などがない限り、原則として顧客に最も適した金融商品・サービスを助言する義務、いわゆるベスト・アドバイス義務を負うことはないと考えられています。

この点に関連して、令和5年の法改正により、金融サービスを提供する事業者には「顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に」業務を遂行することが義務づけられました。また、保険分野では、近時、損害保険代理店の不祥事などを受けて、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保が提言されています。しかし、これらを根拠として、仲介業者がベスト・アドバイス義務を負うとまでは考えられていないということになります。

6 ページですが、以上に対して、保険分野には、保険代理店のほか、保険仲立人という仲介業者が存在します。保険仲立人は、保険会社から独立した存在として顧客の立場に立って保険募集を行うものとされ、所属制が採用されていません。そして、保険仲立人は、顧客のために誠実に保険契約の締結の媒介を行う義務を負います。その具体的な内容は、「自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言する」ことであるとされています。私法上も、ベストアドバイス義務を負うと解されています。他方、顧客に生じた損害について、所属制に服しない保険仲立人には、保証金の供託が義務づけられています。

このように保険仲立人は保険会社から独立した仲介業者であるわけですが、その主たる活動領域は企業保険の分野であって、家計保険の分野では利用が進んでいません。誠実義務や保証金の供託義務の負担の大きさなどが、その理由として指摘されています。この点については、近時、保険分野の健全な競争環境実現のために、保険仲立人の活用が提言されておりまして、今後の展開が注目されるところです。

以上を指摘した上で、次に、近時の法改正で新設された2つの仲介者の特徴と法的課題について見ていきたいと思います。

7 ページに移りまして、まず、電子決済等代行業についてですが、その業務の内容は、預金者の委託を受けて、預金者の支払い指図を銀行に伝達すること——「更新系サービス」と呼ばれるもの——、又は、預金者等の委託を受けて銀行から口座情報を取得し、預金者等に提供すること——「参照系サービス」と呼ばれるもの——になります。

電子決済等代行業者は、これらの業務、特に参照系サービスを通じて、顧客の預金口座に関する情報を取得・収集するのであり、そうして取得した情報を顧客のために活用することが期待されます。

電子決済等代行業者は、顧客の委託を受けて業務を行うことから、所属制は採用されていません。その一方で、電子決済等代行業者には、銀行との契約締結義務が課されており、立案担当者の解説などでは、当該契約を通じて銀行が電子決済等代行業者の監督に一定の役割を果たすことが想定されています。

8 ページでは、電子決済等代行業に関する法的課題について見ていきますが、まず指摘できるのが、銀行システムへの接続の在り方です。EUでは、既に2015年の第2次決済サービス指令において、銀行が仲介業者による口座へのアクセスを原則として拒絶できないものとする「オープンアクセスの原則」が採用されました。その一方で、セキュリティー・リスクの高まりへの対処から、高度なセキュリティー水準の顧客認証手段——いわゆる「強力な顧客認証手段」——が導入されました。

これと比較しますと、先ほども御紹介がありましたが、我が国では、平成29年の銀行法改正において、銀行に対して、オープンAPIの整備に関する努力義務が課されたにすぎません。また、セキュリティー基準については、銀行と電子決済等代行業者との契約によって個別に規律されるものとされました。このような対応が十分なもののなのかについては、検

討の余地があるように思われます。

また、銀行と電子決済等代行業者の関係が契約によって規律されることに関連して、銀行システムへの接続料の問題があります。これは、オープンAPIの整備・運営に関する費用を誰がどの程度負担すべきかという問題であるわけですが、接続料の水準次第では、電子決済等代行業者のビジネスに重大な影響を与えることになるだろうと思います。

以上のほか、電子決済等代行業者が銀行以外の金融機関のシステムに接続することについては、銀行法の規定するところではありません。顧客情報の活用という観点からは、銀行口座情報以外にも有用な顧客の金融情報は多数存在するわけですし、銀行以外の金融機関に対しても、オープンAPIの整備を広げていく必要はないかが問題となります。先ほど、オープンバンキングからオープンファイナンスへというお話がありましたけれども、その点が重要な検討課題ということになります。

さらに、電子決済等代行業者が取得した顧客情報の利用範囲や方法が、銀行との契約によって制限される可能性があります。銀行が契約を通じて電子決済等代行業者を監督するという発想によれば、電子決済等代行業者が取得した情報の利用範囲や方法を契約によって制限することに、一定の合理性が見出されます。しかし、そのような契約による制限によって、電子決済等代行業者が顧客の口座情報を活用して新たなサービスを生み出すことが制限される恐れもあります。

このほか、顧客に生じた損害を賠償する責任につきましても、銀行と電子決済等代行業者との契約による規律に委ねられています。その内容が顧客保護の観点から適切なものであるのかについても検討の余地があると考えられます。

総じて言えば、銀行法は、銀行と電子決済等代行業者の関係を契約によって規律するという考え方を基調としています。それは、個社の事情に即した柔軟な規律を実現するわけですが、他方で、顧客利益という観点から問題がないのかについて検討を要するように思われます。

9 ページに移りまして、もう一つの新しい仲介業である金融サービス仲介業について見ておきたいと思います。

令和2年の改正に際しては、顧客に対するワンストップ・サービスの実現の必要性が指摘されました。銀行、証券、保険の分野ごとに規制が設けられているということが、多種多様な商品・サービスのワンストップ・サービスの提供の支障になっており、その問題を解決するために、金融サービス仲介業が新設されたということになります。

もっとも、このような立法趣旨が実現されているのかにつきましては、金融サービス仲介業の業務内容との関係で、慎重な検討を要するところです。金融サービス仲介業は「預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、又は貸金業貸付媒介業務のいずれかを業として行うこと」と定義されており、複数の分野にまたがってサービスを提供することは必須とされていません。実際にも、複数の分野にまたがってサービスを提供する金融サービス仲介業者は少数にとどまっています。

その一方で、複数の分野をまたいだサービスの提供を可能とするため、金融サービス仲介業については、所属制が採用されていません。しかし、電子決済等代行業と異なり、金融サービス仲介業は、顧客の委託を受けて業務を行うことを前提としません。金融機関の委託を受けて業務を提供することも許されることになっています。所属制の不採用が、金融機関からの独立性を意味するわけではないという点に注意が必要です。

その一方で、所属制の不採用の結果、顧客に生じた損害について、金融機関の賠償義務が法定されていないことから、金融サービス仲介業者には保証金の供託が義務づけられます。保険仲立人と類似の規律が採用されているわけです。

以上の金融サービス仲介業については登録者数が伸び悩んでいるという問題があります。そのことを踏まえて10ページで、金融サービス仲介業に関する法的課題を見ていきたいと思います。第一に指摘できるのが、取扱い可能な金融商品・サービスが相当に制限されていることです。金融サービス仲介業者には「顧客に対して高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」の取扱いが禁じられています。その理由は、所属制に代わる顧客保護上の措置と説明されています。

もっとも、その結果として、金融サービス仲介業者が取り扱えるのは、商品・サービスの内容が単純である、その意味で、顧客情報を活用する必要性が低いものに限定されることになりました。顧客情報の活用という観点からは、金融サービス仲介業者が取り扱うことができる商品・サービスを拡張することも考えられるように思います。

次に、顧客情報の利用範囲・方法に関して、金融サービス仲介業者は、顧客情報の適正な取扱いのための措置を講じる義務を負います。この義務に関連して、金融サービス仲介事業者が、ある業務——兼業の業務を含む——について取得した顧客情報を、他の業務に利用することが問題となります。顧客情報の活用という観点からは、顧客の適切な同意の下で、そのような情報利用を行うということが積極的に評価されるべきと思われるところです。

さらに、金融サービス仲介業者は、顧客の委託を受けて業務を行うことも、金融機関の委託を受けて業務を行うこともあり得ることから、顧客・金融機関との関係に応じて、規制の内容を異ならしめることが考えられます。金融機関から独立して顧客のために業務を行うタイプの金融サービス仲介業を類型化し、他の場合と異なる規律——例えば、ベスト・アドバイス義務——を課すこともあり得ようかと思います。

11ページに移りますが、以上見てきたように、我が国では、金融機関から独立して、顧客のために、顧客情報を活用して、顧客に適用した金融商品・サービスを提案・推奨するタイプの仲介者が未確立ないし未成熟の状態にあるといえます。このような仲介者が今後、確立・成熟するか否かは、直接的には、事業の収益性を見込むことができるか否かに依存するものと考えられます。

その一方で、そのような仲介者の登場・成長をバックアップするという観点から、法制度にも、一定の意義があるように思われます。例えば、仲介者の金融機関からの独立性を

確保し、仲介者に対する適切な監督を実現する規制の枠組みは、仲介者に対する顧客の信頼を高めることに寄与し得るように思います。また、仲介者による顧客情報の収集・管理に関する適切な規制によって、仲介者の業務運営を後押しできる可能性もあろうかと思えます。さらに顧客情報の利用範囲・方法に関する法的ルールの整備を通じて、仲介者の業務の適正を担保し、顧客の信頼を高めることも考えられるところです。

金融分野におけるデータの利活用を検討する上では、これらの法的課題に取り組むことも重要なのではないかと考えております。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

実は加毛先生は別の御予定があつて14時で退席されるということなのですからけれども、構成員の皆様で、どうしてもここで御発言があるという方は御質問なりをお願いいたします。

落合先生、簡潔にお願いします。

○落合構成員　御報告ありがとうございます。それぞれ比較していただいて基本的な特徴を示していただいたと思っております。

一つ重要な点かと思ひますが、電子決済等代行業のような業態は主に情報を伝達するというものと、そのほかの金融サービス仲介業、ないし代理等の業というのが、より直接的に販売をするところがあります。電代業はどちらかというと旧来の情報銀行などと似たような業務を事実上行っているところがございます。そういった意味ではもともと許されている機能自体が違うところがあり、どちらかというと、電代業のほうがいわゆるデータ利活用そのものを念頭に置いています。一方で、さらに商品の販売までつなげていくということがほかの代理等の業だつたと思っております。

そういう意味で、特に代理等の業において、先生がおっしゃられたような例えば利益相反等につながるような関係性の考慮や、監督の仕組みというのは、金融審等でもかなり議論されているところだと思ひます。一方で、逆に情報の取扱い、電代業的なものに着目したときに重要な留意点というのがどこにあるか、先生のお考えをぜひ伺ひできればと思ひました。

○加毛教授　ありがとうございます。

まず、電子決済等代行業と金融サービス仲介業の関係については、落合先生がおっしゃったとおりであると思ひます。その上で、両者の業務が組み合わさることで、より大きな効用が発揮されることになるのではないかと考えています。収集した金融情報の分析を通じて、顧客に対してアドバイスを行うことは、金融商品に関する販売の媒介や代理につながるものであり、両者が車の両輪のように機能することが期待されるように思ひます。

この点で、金融サービス仲介業に関する法律の規定のなかには、電子決済代行業を意識したものも存在します。その意味で、法律上も、二つの業態の親和性が前提とされているものと考えられます。もっとも、電子決済等代行業者による金融サービス仲介業への参入が進んでいないという事情もございまして、その点についても検討すべき課題があるといえるかもしれません。

そのことを申し上げた上で、情報の取扱いという観点から、電子決済等代行業に関して留意すべき点として、第一に、先ほども言及しましたが、電子決済等代行業者がアクセスできる金融情報の範囲が問題となります。銀行口座に限られない金融情報について、電子決済等代行業者によるアクセスを認めた上で、取得した情報の分析に基づく適切なアドバイスを顧客に提供するようなサービスが提供されるようになるのであれば、それは社会にとって有益なことであると思います。

もちろんその際には、情報の適切な取扱いが前提とされます。これは当然のことであると思います。そのような情報の適切な取扱いを前提として、情報分析の高度化による付加価値の高いサービス提供を実現するために、電子決済等代行業者には努力していただきたいと思います。また、現在でも、電子決済等代行業については一定の事業者数が存在するわけですが、事業者間の競争が適切に確保されることが、電子決済等代行業制度の適正な運営を実現する鍵になるのではないかと考えております。

お答えになっていないかもしれませんが、ご容赦いただければ幸いです。

○落合構成員 ありがとうございます。

データの取得の範囲の拡大は、先生がおっしゃっていただいたような、小規模の事業者や新しい事業者の参入も必要、という御趣旨だと思いましたので大変参考になりました。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、加毛先生、時間をオーバーして申し訳ございません。ありがとうございます。

○加毛教授 失礼いたします。

○森田座長 続きまして、ゲストスピーカーとして株式会社ウェルスペントの横田健一代表取締役から発表をお願いいたします。

○横田代表取締役 ただいま御紹介いただきましたファイナンシャルプランナーをやっております株式会社ウェルスペントの横田と申します。本日は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

本日は、ファイナンシャル・ウェルビーイング実現に必要な金融経済教育と家計データの見える化というテーマでお話をさせていただきます。

最初に自己紹介をさせていただきます。現在「フツウの人にフツウの資産形成を！」というコンセプトで情報発信やライフプランシミュレーション、家計相談等をやらせていただいております。

もともと証券会社におりまして、FinTech等の企画等にも携わっておりました。最近ですと、ウェルビーイング学会のファイナンシャル・ウェルビーイング分科会というところに所属させていただきながら活動しております。

次のページ、こちらはファイナンシャル・ウェルビーイング検定というコンテンツの監修ということで携わらせていただいているのですが、こういった検定の開発等もさせていただいております。

3 ページ、私の会社名ですがウェルスペントということでは有意義に使いましようとか、有益に使うということで、お金を有意義に使うこと、お金がある程度あるに越したことはないというところもあるのですが、一方で、多ければ多いほど必ずしも常にいいというものでもないというか、しっかりそのありがたみを実感できる、感じられるということが非常に重要な観点かと思っております。

次のページ、私が考える家計金融資産の3大問題意識というのがありまして、金融資産をマクロ的に考えたときに、こちらは御案内のとおりかと思うのですが、1 番目が現預金の割合が高すぎるということで、NISAとか、資産運用立国ということで現在取り組みがなされているところかと思えます。

2 つ目が、民間の生命保険に加入しすぎということで、国民皆保険、皆年金という国ではあるのですが、一方で、民間の保険にもかなり加入しているということで、必要以上に保障を買われている国民が多いのかなと感じております。

3 番目が相続時まで資産を持ちすぎということで、人生100年時代、長生きされるのはもちろんいいことではあるのですが、相続が発生したときに受け取る側、相続人が今ですと60代とか70代ということで、子育て世代とか、負担の重い世代になかなかお金が回っていかないといった構造的な課題があるかなと個人的には考えております。

この後はデータになりますのでページを飛んでいただきまして10ページ、こちらはファイナンシャル・ウェルビーイングということで、もともと内閣府から始まってJ-FLECさん、ファイナンシャル・ウェルビーイングという 이슈 になっているという流れになっております。

11ページ、こちらは収入が多いほど幸せなのかということで、アメリカのダニエル・カーネマンという教授の方なのですけれども、横軸に年収を取ったときに、縦軸は幸福度ということで、年収が上がれば上がるほど幸福度が高まるという研究結果にはなります。年収が300万から400万に100万円上がるといった場合と、2000万から2100万に100万円上がるといった場合で、幸福度の上がり方はかなり変わってくるということかと思っております。

次のページ、こちらはMUFGさんの調査結果になりますが、収入ではなくて資産残高を横軸に取りまして、資産残高がある程度大きければ大きいほど満足度、現在か将来かというのはあるのですが、どちらにしても満足度が高まっていくということが言われています。

ただ一方、リテラシーが低いか中ぐらいか高いかというリテラシーによっても満足度というのは大きく変わってまして、例えば3000万円以上お持ちのリテラシーが低い方の満足度と1000万円未満程度のリテラシーが高い方の満足度というのは比較的同じぐらいの水準になっている。例えば3000万持っていて老後に幾らぐらい必要なのかとか、これぐらいの生活費でやっていけるのかという、そこら辺の解像度が粗い方、漠とした方というのは満足度がなかなか高まっていかない。一方、1000万円弱しか持っていない方でも今の生活水準で年金がこれぐらいだから大体これぐらいだったら大丈夫だろうという解像度が高い方は満足度が高まっている。そういったことかと思えます。

ですので、資産を5000万円、1億円とか増やすのは簡単なことではないと思うのですが、リテラシーを上げていくのは非常に大切なことだと思っております。

13ページ、こちらは民間の金融機関、三井住友トラストさんの調査結果になりますが、お金に関する不安の第1位は老後資金ということで、18～29歳の若い方から60代の方まで全世代にわたって1位が老後資金というような結果が出ております。

さらに次に行っていただきますと、こちらと同じ調査になるのですが、公的年金、企業年金の水準に関する認知度ということで、上が全年代、下が年金にとっては恐らく一番興味を持っているであろう50代の方に特化したデータになります。50代の方であってもねんきん定期便やねんきんネットの試算などでおよそイメージできているという方が54%程度ということで、2人に1人ぐらいしか公的年金の水準感が50代の方でも理解されていない。さらに企業年金に至っては42%程度ということで、御自身もリタイア後のお金の状況が具体化、見える化されていないのが現状かと考えています。

15ページ、そういった意味でファイナンシャル・ウェルビーイング、同じ調査の結果のサマリーになるのですがこちら、ファイナンシャル・ウェルビーイングが高いとはどういう人かということで、2点目、3点目、4点目、5点目ぐらいですか、1か月の収支が把握できている、ライフプランを立てている、4点目が公的年金の水準感をイメージできている、それから、外部にも相談している、まさにこの辺は金融経済教育であるとか、金融リテラシーになるかなと思っております。

ページを飛んでいただきまして17ページ、こちらはアメリカの消費者金融保護局というCFPBが説明しているファイナンシャル・ウェルビーイングとはという説明になります。こちらの下の方が2掛ける2のマトリックスになっていまして、現在と将来、それから、安心感と選択の自由度ということで4つに分かれているのですが、私の言葉で言いますと、①支出管理、②ショック対応、③選択肢、④将来の見通しということで、こういった4つの観点でうまくマネージできている、管理できているということがファイナンシャル・ウェルビーイングにつながるのかなと。先ほどのデータにもありましたが、3000万円以上持っていても将来見通しが見えていないという方はなかなか、一方で1000万円以下ぐらいであっても将来見通しがある方はウェルビーイング、そんなような状況なのかなと思っております。

18ページ、こちらにも支出管理、ショック対応、選択肢、将来の見通しということで、ショック対応のところは先ほど御説明しなかったのですが金銭的なショックです。世帯主が亡くなったときに遺族がちゃんと生活していけるのか、病気やけがで働けなくなってもちゃんと金銭的に生活していけるのかどうか、そういったショック対応がこういったことになります。こういったことをある程度把握してしっかりやっていくためには金融リテラシー、先ほども御説明ありましたが知識、外部知見の活用が非常に大切かなと思っております。

次のページが今回の私のメインの部分のスライドにはなります。左上の金融経済教育と

というのが非常に重要ということは先ほどもあったかと思いますが。それに加えて左下の家計関連データの見える化ということで、まず、家計の状況を把握、現状を把握することが非常に大切かと思っています。

真ん中の青いボックスの左側、家計状況の適切な現状認識ということで、家計の収支、収入と支出、それから、資産残高とありますが資産と負債の残高、そういった現状のP/Lですとか、B/Sですとか、そういったものを認識する。それを踏まえて今後のライフプラン、ライフイベントを考えながら、将来の家計状況の見通しということでライフプランシミュレーションをやっていく。こういったことで将来的にファイナンシャル・ウェルビーイングの実現にしっかりつながっていくのではないかと考えております。

ブルーのボックスの下の部分に資産運用の意思決定とありますが、結局収入があって今使うのか、将来使うのか、将来使うのであれば、預貯金で置いておくのか、投資に回すのか、それこそNISAを活用するのか、幾らの金額をこのように配分していくかという意思決定をするためには、ここの見える化というところが非常に重要になってくると思っております。

このときに見直しとか改善提案をやるときには第三者の専門家とか金融機関、いろいろな形で利用するわけですが、ただ一方で、我々は相談料をいただきながらということでサービスさせていただいているところもありますので、一般の方からするとコストが高いとか、あとは実際にデータを収集するために、先週もお客様の相談で預金通帳とかと一緒に持ってきていただいて、源泉徴収票とかを持ってきていただいて収入がこうです、今の資産はこんな状況ですと一緒になって整理しながら、結局、だったらこういう感じでできそうですみたいなサービス、相談をさせていただいているという状況がありますので、こちら辺が見える化されていくことによって、家計全体のコストが下がっていくというところあって、それが資産運用立国にもつながっていくのかなと考えております。

次のページ、先ほどの将来に向けて例えば預貯金なのか投資、NISAとかに回せるのかといった場合に、例えば1万円多く投資に回すと、どれぐらい将来の資産格差が生まれるのかということで、ここは1万円を世界株式のインデックスファンドをイメージしてということで、利回りが0%、3%、5%、7%という4パターンで計算した結果になっています。もちろん実際にはリスクがありますので変動するのですが、ここでは便宜上、確定利回りということで計算した結果ということで、40年後の金額で言いますと、480か月ということになりますので利回りが0%の場合は480万円ということになりますが、利回りが3%だったら919万、5%だったら1489万円、7%だったら2486万円ということで、NISAであれば非課税ということで丸々手元に残るお金がこれぐらいの金額感で変わっていくということかと思っております。

次のページ、こういった家計の相談の場でこういった形で考えていくかといったときに、①②③④⑤とありまして、まずはその方の今後の人生設計、ライフデザイン、ライフプラン、こういったことをしっかり確認、その上で家計管理ということで家計簿の収入と支出、

それから、資産残高、バランスシートを考える、その上で今後の見通しのライフプランシミュレーションをやっていく形になります。

一方で、④のところではリスクに備えるということで、何かあったときに対応できるかどうかというのはしっかり把握しておきましょうということになりますし、⑤のところの老後に備えるというのは将来的にお金が足りそうなのか、足りなさそうなのかということで、この④とか⑤のところは、公的年金とか公的医療保険、そういった公的な共助の部分もありますし、さらに会社員とかでお勤めの方は職場の退職給付であるとか、福利厚生とか、健康保険の付加給付とか、そういったものがあります。それにさらに備えるためには自助努力の部分が必要なかなと考えております。

次のページ、こういった家計データが見える化すればいいのか、こういったものが考えられるかということで様々あるのですが、収入・支出とか、補助金・助成金、それから、資産・負債ということで、こういった様々なものがあります。例えば給与明細が収入のところにありますが、収入額と例えば社会保険料、税金、所得税、住民税、こういったデータが見える化する。

見える化するといっても、例えば給与明細が紙からPDFに変わったといっても、PDFだとそのまま結局データとして分析したり集約したり計算することができませんので、デジタルデータとして一元管理できるような、それはマイナポータルなのか、民間のデータベースなのか分かりませんが、そういったところでデータを扱いやすい形でしっかりデータ化する、見える化する、集約する、そういったことが非常に大切になってくると思います。

それから、ライフイベント関連のいろいろな収入とか、あとは補助金とか助成金とか、こういったところもどこに住んでいるとか、国のものは基本的にはどこに住んでいても構いませんが、自治体関係、どこに住んでいるかによって受けられるもの、受けられないものとかがいろいろ変わってくるということで、そういうのをせっかく用意しても使われていないともったいないということになりますので、こういったことも見える化していただくといいかなと思っております。

次のページ、リスクに備える、老後に備えるということになりますが、ここは共助と自助ということで整理させていただいているのですが、例えば公的年金保険の障害給付とか、遺族給付というのがあるかと思うのですが、今、ねんきん定期便で老齢給付のところについては金額もしっかり書いてあるのですが、障害給付とか遺族給付、そういったことが起きたときにどれぐらいもらえるのかというのが、ほとんど認識されていないというのが実態かなと思います。そういったところがどんどん見える化されていくと、個人の方の御不安も軽減されてくるかなと思っております。

次のページ、ライフプランシミュレーションの例ということで少し挙げさせていただいております。こちらはP/LとB/Sということで、把握した上で将来の見通しを計算していくというものになりますので、こういった計算をするためには現在の収入と支出をしっかり把握する。それから、現在の資産状況、負債状況をしっかり把握することが大前提として

必要になりますし、将来の見通しを計算していくということになっています。

25ページはP/Lの例になります。

26ページはバランスシートの推移ということで、マイホームをお持ちで、住宅ローンが下向きの棒グラフであって、ブルーのところが金融資産ということになります。こちらは純資産のところは赤い折れ線グラフになっていまして、全て預貯金でいくと、30年後ぐらいに3700万ぐらいになります。

27ページ、利回り5%ぐらいで一部の資金を運用したら緑色のところが投資信託などの運用資産ということになりますが、それだけでも5000万ぐらいになっていく。

こういった形で将来的なお金の見える化を体の健康診断のように、できれば年に1回、2～3年に1回、家計状況を診断して、さらに必要であれば具体的な改善アクション等を行っていくということで考えていけるといいのではないかなと思っています。

28ページはまとめになります。

以上で私の発表は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

最後に、ゲストスピーカーとして一般社団法人電子決済等代行業者協会の瀧俊雄代表理事から御発表をお願いします。

○瀧代表理事　電代協の瀧でございます。よろしくお願いいたします。

本日お持ちしておりますタイトルのとおりで、ウェルビーイングを実現するデータ連携の姿ということで、私はマネーフォワードを起業した人間でもあるのですが、その昔は野村證券で野村亜紀子さんの下で個人金融資産の研究を6年しておりました。その延長でしゃべっている部分も多いのですが、ウェルビーイングをかなえるためのビジョンは、今、結構現実的な課題がございましてそこをお伝えできればと思っています。

本日、先にあらすじをお伝えしておきますと、お伝えしたいのは1番で、ウェルビーイングを実現するに当たっては、自己情報を丁寧に活用することが不可欠だと思っていますのと、AIが仕事をしてくれるのではないかというのが1点目でございます。2、3、4はそのための情報の取り方であったり、足下での現実的な課題、これまで日本がうまくやってきたこともございますので、その点をお伝えできればと思います。

2ページ、当協会は今、メンバー的には20社ぐらいいると思うのですが、うちの金融サービスを提供している会社まだ4～5社というところがございます。これはなかなか大きな課題だと思っていまして、法人向けですと会計ソフトのイメージがあるのですが、個人向けの家計簿だったり、家族のお金の管理みたいなサービスはいろいろな採算であったりとか、事業環境を整えないと増えてこないというのがございまして、せっかくの2000兆円のウェルビーイングを高めていくことが会長としてとても大きな問題意識となっております。

まだ正式に公開していないのですが、下のほうに会員会社で提供しているサービス数を見ておりまして、主に参照系が多いのですが、38のサービスがございますの

と、延べで1400万人ぐらいが使っているという、制度として今施行7年目ぐらいになりますけれども、拡大してきたところでございます。

3 ページ、物すごく普通のことを書いております。③の継続的な資産形成を行うためには収入が支出を上回っていないといけないという点でございます。これは結構できないことも多いのですけれども。計画立てて資産形成をするということですので当然のところがございます。また、横田さんのプレゼンにかなり負うところが多いのですけれども、将来をちゃんと見通すことができ、加毛先生のプレゼンではないのですけれども、必要な取引をユーザー本位で進めることができ、初めて金融ウェルビーイングは実体化すると思っておりますし、その中で資産運用立国は実現されてくると思うのです。その観点がとても大事かと思っております。

4 ページ、ごちゃごちゃと書いておりますが、この①②の自己情報の集約、記録、分析というところが鍵かと思っておる次第です。後ほど申し上げますが、収入は働くことで担保されます、支出は管理することで分かってくるのですが、世の中、今だんだんとキャッシュレスが進んできていますので、キャッシュレスで現金だったら分かっていたとか記帳できていたことが分からなくなったというのが結構あるのです。若干宣伝的ですが、J-FLECさんの小学校中学年向けの資料とかで結構煽っているような気もするのですが、現金以外のお金は支払いが簡単にできますがお金を使っている感覚がなく、使いすぎてしまうことがあるので注意しましょう。キャッシュレス推進に対して注意喚起をしているようなところがございますが、皆さんも多分VIEW Suicaでオートチャージとかをするとジュースを買い放題だと思ったことはありませんか。私はそういう人間でしてマネーフォワードを起業したというのが実績かなと思っています。

キャッシュレスでお金のデータは実は記録はできるのだが、節制の面では不利になったというのが大まかな感覚だと思いますし、直近の消費者基本計画に向けた消費者委員会の意見でも、決済データのアクセス権に言及していただいたところは結構この側面があると思うのです。特に電子マネーのサービスは簡単にマネタイズができないので、そうすると自社でモールをつくったりとか、ほかのことでマネタイズをしていく必要が出てくるので、そのときに今述べたような使いすぎる側面が一般的な家計に対してネガに働く要素があると思っています。私はできるだけフラットに言いたいと思うのですけれども、そのような消費者のある種の脆弱性の観点は、この議論の中ではとても大事な観点かと思っております。

5 ページ、今述べたように、現状把握をして将来イメージをちゃんと言語化する、ここが非常に必要に強まっているところで、この2つが即してきて、やっとならにあるような老後資産の積み立てができてくるのだと思っています。今日は2月13日、NISAの日でございますが、そういうことができていかないと余剰ができません、当たり前なのですけれども、13年やっていて思うのは、この当り前はなかなか難しいのです。なので、ちゃんと左から積み上げていくことがリテラシーなのではないかと思っております。

6 ページ、先ほどの現場のところで、私たちは今希望が新しく生まれていると思っ
てまして、それは2年ぐらい前からのLLMの進展でございます。なので、今までであると、
将来に向けた備えの相談というのは、横田さんが2万人ぐらいいればいいと思っ
ているのですけれども、なかなかそういうわけにもいかない中で、ヒアリングにはどうしても固定コ
ストがかかるという価値観があったのです。ある程度汎用化されたような質問のところと
かであれば、今後は個人をエンパワーするためのAIがある程度その役割を担えるのではな
いかということの一つ思っております。

ただ、元になるトピックが例えば自分の持っている資産であったり、負債であったり、
ライフプランというものがそもそも正確に把握できていないと、全員が同じ老後所得で
2000万円が必要ですみたいな結論になってしまいますので、そうではない、人それぞれに
答えが異なるところにデータを引っ張ってくるところが、6 ページの右側に灰色の線がご
ざいますけれども、ここに大変重要な説得力の源泉があると思っ
ている次第でございます。

7 ページはFP協会さんがいつも出されています、私は恐怖のリストと呼んでいるわけ
ですが、300万円ないと結婚できないとか、3000万ないと家を買えないとか、割とお仕着せ
的に見るとこういうことが起きるのですけれども、私は結婚したときに20万しか貯金なかつ
たですし、人それぞれにソリューションが生まれていくものなのだと思うのです。何とか
していくのが人生といいますか、お金がなくても他者に頼ることができるというのは、金
融リテラシー・マップにも自立という言葉が強調されていますけれども、そこも基本なの
だと思っております。

家庭科で最近金融リテラシーを教えられていますけれども、あれはなぜかという、家
庭ごとに家庭内で教えるという要素が貴重だからです。よそはよそ、うちのうちというの
がお金によく言われることですけれども、まさにカスタマイズされた金融アドバイスが存
在し得ないと、次のアクションになかなか繋がらない。一つの平均値を与えられると、そ
の筋書きを見ると人生に絶望するのだと思っ
ていまして、そんなことはないのだと伝えて
いくのが大人の社会なのかなと思っております。

8 ページ、ここ数年、マネーフォワード社として頑張っているのが老後のシミュレー
ションをすることでございます。きっかけは2019年のときの議論だったりしますけれども、
今、ねんきん定期便にQRコードがついていまして、それを読み取ると、将来幾らもらえる
かが分かるシミュレーターは既に公開されています。それを家計簿に取り組んでいくとい
う流れを厚労省さんと家計簿会社さんはタグを組んでやっているという次第です。

重要なのは、夫婦で働いている家計であれば、あまり考えなくても大丈夫ですみたいな
ことが言えたりするのです。なので、将来の支出が丁寧に推測さえできれば、老後の安心
はかなりビジュアル化できると思っています。

マネーフォワード社を例に取りますと、20年ぐらいマネーフォワードを使っ
ていただくと、老後はこれぐらい使えますという金額は恐らく人工知能的に推計できると思っ
ています。多分、生保の方が使っているのは、名指しであれなのですけれども、生命保険文化セ

ンターにおけるゆとりある老後生活37.9万円、これと老後年金の22万円の差分を引いて20年間いきますという金額で、何らかの貯蓄性保険を勧誘するみたいな流れがあるのだろうなと思っています。よそはよそといいますか、人それぞれにかなり事情が異なることを個別のデータを分析可能とすることで変えられるではないかと思っています。

9 ページ、今述べたようなツールは今後の認知力が低下していく社会においてとても大事なことだと思っています。私は預金口座にワクチンを打つという表現をしておるのですが、預金口座にあらかじめ何かよくないことが起き始めてきたら、その家族であったりとか、ケアマネさんであったりとか、そういったところにアラートが共有される。

ある意味で、認知症になった後というのは成年後見制度とかいろいろあるわけですが、そうなると、逆に預金がほぼ凍結状態になってしまうというか、受容度がかなり失われるのです。ゼロイチの状況ではなくて、緩やかに本人の同意を取り出せたら、自身の認知力の低下に備えていく。右側のグレイアウトしているところだと、御不幸があった際には自動で遺言がつくられるとか、そういったことをやっていくべきというのがございます。例えばこのテーマも実は電代業がいずれ背負っていく重要な社会課題の解き方なのだと思います。

10～11ページ、その実験を過去にやりましたという御報告をさせていただきます。京都の信用金庫さんで、高齢の親がいるお子さんに向けてそういう実験をしたことがあります。

12ページ、それだけではなくて、例えば生活口座に毎月2万円が振り込まれていない親子家庭を認識して、その人たちに、東京都に住んでいれば小池さんの制度で2万円がもらえますとか、何か給付漏れがありませんかみたいな、これは広義のプッシュ型行政に近いものになりますけれども、そういったこともいつも使っているアプリからアナウンスできるというのがポイントかなと思っています。

これはデジタル庁さんのいるビルで言うのも何ですけれども、デジタル庁さんがつくるアプリよりも日々世の中で使われているアプリの中でこういうアラートが飛ぶことで気づいてもらえる価値はあると思っています。そういったことを進められることも、データ連携をするというのは実にいろいろなユースケースもあるわけでございまして、そういったところを見ていければと思います。今13ページで述べてしまっていたのですが、12ページはそれをどちらかというと困窮世帯向けに、厚労省さんのプロジェクトで実験したものとかを述べている次第でございます。

ちょっといいことがありますという前提で、データの話は15ページでお伝えいたします。改めて申し上げますと、金融データというのは情報量が大変少なく流通に向いているデータでございます。130円、1月24日、コカ・コーラ、このデータだけが金融決済データとして取ることができるものなのですが、これを複式簿記に起こすときには、どんな人と何を飲むためにやったとか、あるいは健康情報上、栄養価とかを付してとか、いろいろな添付が必要になってきます。ただ、情報量が少ないことで大変流通に向いているという側面があると思っています。

今日はfreeeの小泉さんにも来ていただいていますけれども、マネーフォワードやfreeeは電代業をやりたい、FinTechをやりたいために生まれてきたのではなく、人々の暮らしを楽にするアプリをつくりたくて生まれてきて、その結果として最初にユーザーのニーズが高かったものを取ったら、それが事後的には電代制度に成長していったものだと思います。それぐらいすぐにとって応用がしたいタイプのデータが金融なのだと思います。そして、諸外国でも一番利活用が早く進んでいるのが、経済取引というのは複雑ですけども、それをT取引時点で切って、金融の額みたいなアブストラクトな情報で切り出したことで流通がしやすくなっております。ゆえに、流通がしっかり行われることで、よりリッチなデータ利活用社会においても、その一番手が担保されることの重要性というのは当協会では大変大事なことだと捉えている次第です。

16ページ、これのためにはデータを金融機関さんから、よくサードパーティープロバイダーとか言いますが、ユーザーさんと金融機関の間にいる第三者的なプレーヤーが取得できることが大事だと思っている次第です。この取得ができないと、結局のところはデータの活用がうまく進みませんということで、電代業はかなり明確に同意を取ることで業務を推進してきたところがあるのかなと思っています。

17ページ、その主な取り方でございますが、左側にスクレイピング、右側にAPIを設けています。スクレイピングを先に申し上げますと、ユーザーがいろいろなところからデータにログインして、目で確認してエクセルに転記しますという、この行為を自動化したものに近いです。なので、私たちの電代業のサーバーでユーザーさんからIDとパスワードを預かりますと、そのサーバーから個別の会社さんを一軒一軒回って行って、ここの残高は幾らかというのを集めて行って、場合によっては今日給料が振り込まれましたとユーザーさんにプッシュ通知を戻すようなことをやっているのがスクレイピングでございます。

一方で、APIは真ん中にある業がパスワードを預かりません。細かくて恐縮ですけども、利用者さんが金融機関に、真ん中の会社に例えば30分とか、3か月ぐらいデータを見る権利を渡してやってくれと、一旦伝えた後は、ユーザーさんが必ずしも今やってくれと言わなくても毎日データを取りにいった勝手に帳簿をつけておきました、勝手に防犯アプリをつくっておきました。そんなことをやるのがAPI側のアクセスでございます。

スクレイピングは人間がやっていることの代替ですので、今インターネットバンキングへのログインだったり、カード会社さんのログインは基本無料でできますから、そうすると、これも無料で行われることが基本だと思うのです。APIについてはどちらかが構築費用を払わなければいけないというところもあって有償化事例がかなり多い。銀行のケースですと半分強が大体有償になったというようなところでございます。

18ページ、この観点では、銀行法改正時、まさにこの論点をしっかり進めるという検討が、銀行法では日本では成立したところでございます。2点目が重要で、規制されていない人が顧客のパスワードを預かっているという状況が、電代業はスマホがはやり始めてから出てきた論点なのです。それまでは詳しい人が自己責任で使うような技術だったのが、

家計簿というのは非常に普及した名前ですので、みんながスマートフォンを持った瞬間に規制されていない主体がパスワードを扱っていてよいのだろうかという観点が出てきますので、そこが普及に伴って必要になってきた規制なのかなと思っています。

同時に、金融機関さんとユーザーさんの間に何らかの主体がいて、その人たちがイノベーションを頑張ることで、社会課題がより解決される度合いが上がるのではないかという観点で、非常に推進をしていただいたと考えております。

19ページ、その流れを書いておりますけれども、非常にポイントだと思っていますのは、銀行法改正の中で努力義務化が行われました。これはこれで非常に強いメッセージがあったことと、併せて未来投資戦略2017において、130幾つの分母のうちの80個以上というKPI設定がされたことで、事実的に非常に強い規範としてワークしたのだと思っています。後に述べますけれども、法律と規範の組み合わせによってオープンバンキングがかなり可能になり、全国津々浦々で銀行はどこでも家計簿と接続できるという、かなり重要な進展があったと思っています。

20ページ、オンラインの方々には資料に蓋かぶせをさせていただいております。銀行は見てのとおり、ほぼほぼAPI化が進展したところでございまして、あと、生命保険の定額年金についても、実は4年ぐらい前、老後資産の情報収集が重要だという観点で、金融庁様に非常にお世話になりましてAPI化が進んだというのがございます。左は法律と規範が強く効いたケースで、右側は法律はないのですけれども、規範として非常にうまくいったケースなのかなと思っている次第でございます。

21ページ、こちらも蓋かぶせで恐縮ですが、〇がついているところで察していただければと思います。左がクレカ、真ん中が電子マネー、右が証券となっております。クレジットカードや電子マネーではAPI化はなくてはならないです。ただ、なかなか大手、最大手といったところでは全然進んでいないところがございまして、この点を何とかしていきたいというのが今日一つお持ちしたい問題意識でございます。証券についてほどほどに進展があったりしますし、今日は入れないですけれども、ここも標準化の議論とかがあったりしますので、いろいろな議論を進めていく中で触れられるといいなと思っています。

22ページ、本日一番強い問題意識を持っているポイントになるのですが、先ほど加毛先生のプレゼンの中にも強力な顧客認証手段というのがございましたが、要はIDとパスワードだけでは今後のインターネットは危ないですという考え方が普及してまいりました。皆様もいろいろなところにログインするときに、IDとパスワードを覚えておくだけではなくて、携帯電話に6桁のSMSが飛んできたり、メール認証があったり、場合によっては認証アプリと一緒に叩かないとログインできないサイトが最近増えたと思うのです。このタイプの二要素認証化する社会にスクレイピング技術は、めちゃくちゃ脆弱です。

なぜかという、パスワードを持っているという一要素の軽い認証を持っていることでデータを共有していいという基準の下での技術でございまして、それに加えて6桁が飛ぶみたいなことをすると、ユーザーさんはずっと携帯電話を握り締めながらマネーフォ

ードでアクセスをやるとか、自動化の利便性が奪われてしまっていくというのが現状としてございます。

もとよりパスワードを預かるというのがサイバーセキュリティー上いかなものかという議論はあるのです。なので、これを延命させていくというのは本来得策ではないのですが、ただ、世の中というのはどうしてもスクレイピングを人間がやっていることの延長として捉えているところがありますので、現状、何とか維持する策として使われてしまっているような技術というところがあるわけでございます。これがあと数年後により強力なサイバーセキュリティーの保護が必要になってきた暁には、API化できている銀行及び電子マネー、証券会社等々以外では、データ接続ができなくなる可能性があって、そうすると、確定申告とか家計管理が全部手打ちの入力に戻っていくというのがあり得ます。そういう意味では、ここを非常に急務な要素として取り上げたいところでございます。

23ページの議論は見ていただくだけになりますけれども、なかなか民間での調整というのが至らなかったというのもございまして、自分の情報を見るだけでユーザーさんはお金を払いたくないという側面があります。

40ページ、過去に銀行のデータに関連して公正取引委員会さんに調査をしていただいた中身になるのですけれども、右から左に眺めていただければと思います。自分の口座情報を参照するときにお金が発生することをどう思いますかと聞くと、6割強のお客さんたちがそれだけでは納得できませんと、要はATMで残高記帳にお金を取られたら納得がいけないという考え方です。

左にございますのが、これは悲しいですけれども、マネーフォワードにお金を払いますかというところの質問を聞くと、払ってもいいと思う金額の低さに皆さん哀れみを感じていただければと思っています。自分の情報をかき集めてきただけではお金を払いたいと思う人たちが少ないという、ここにギャップがあるのです。なので、参照系APIは便利なのだけれども、ユーザーさんが即時にお金を払いたいと思っているタイプのデータでもないというのが、私たち制度を頑張って運用してきたのですけれども、7～8年たって何となく見えてきたのかなと思っていますところでございます。

戻りまして24ページをお開きください。

○森田座長 瀧さん、討論の時間があと15分ぐらいですので簡潔にお願いします。

○瀧代表理事 分かりました。

24ページ、御覧いただいているとおりで、法律と規範のしっかりしたセットが必要だと思っています。規範のところ何らかKPI設定までいってやっと普及するものがAPIなのかと思っていますので、これはまたいろいろなわがままも含まれていると思いますけれども、そういう議論の進展を私たちとしてはお願いしたく思っている次第でございます。

27ページ、結論的なところでございますが、当座、スクレイピングができなくなってしまうシナリオに対する対策を何とかしていけないと思っています。これを法制度とソフトローを合わせて実効性を担保することをお願いしたいと思っています。

中期的には、個情委さんの議論でもございますけれども、何とか分野別でもいいのでデータアクセス権を法制化することを考えていただきたいことと、最初の点とその次の点と併せてなのですが、API接続を一括的に行える制度設計も重要だと思っています。

29ページにさらっと書いているのですけれども、統合的にそれを処理するような中央インフラを何とかつくっていけないだろうか。韓国やインドに事例がございますので、こういったことをやることで、行政が標準化を進めるのは非常に時間とコストがかかるので、それに比べると、ハブ構造を取ることで全体のコストを下げられないだろうかと思っています。

28ページ、多くの国でこれは法的にも措置されていることでもございますので、日本なりの切り抜き方を期待したいと思っています。

大変申し訳ありません。以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、これからディスカッションに入りたいと思いますが、御発言のある方は札を立てていただだけか、手を挙げていただければと思います。

生貝構成員、お願いします。

○生貝構成員　大変貴重なお話をありがとうございました。私からは主に今の瀧さんと加毛先生のお話について簡単にコメントということになります。

1点目としまして、今回御紹介いただいたようなオープンバンキングの仕組みというのはヨーロッパでも世界的にも初回に御紹介させていただいたデータアクトの枠組みの大きな参照軸になっているものであり、まさに今ヨーロッパでも加毛先生から御言及のありましたPSD2を新しい金融データスペースとして大きくグレードアップしていくためのPSD3の枠組みというのも審議が進んでいるところ、お話にありましたような、決済だけではない、金融サービス一般のデータの活用というものを積極的に進めていく上で、そういったことも参考としながら検討をしていただけるとよいのかなと思っています。

その上で、金融に関わる分野は極めて重要であり中核的である。その制度を考えていく上で、ほかの分野の同様の構造、つまりデータのアクセス権が重要であり、そして、ここでいう電代業、あるいはPISP、AISPのようなトラステッドサードパーティーが重要であるという構造には、金融分野だけに限らない様々な分野と共通する論点があるのだろう。

まず一つは、これまでも幾度か議論になってきた接続料の問題でございます。これは日本法上特に規定がないということでございましたけれども、少なくとも今のPSD3の金融データアクセス枠組み規則案の中ですと、接続料の部分は初回に御紹介したデータアクトの第3章のFRAND条項を基本的に適用するという形で審議・検討が進められていると認識しております。APIをちゃんと整備して、それに基づいたデータアクセスを可能にしていくためには確かにコストがかかる。ただ、そのコストのありようは別に業界によってそんなに大きく変わるわけではない。恐らくこういったところを業界横断で議論、あるいは制度化していくということも場合によっては考えられるだろうというのが1点目です。

2点目といたしまして、加毛先生から金融機関からの独立性という論点がございました。信頼できる第三者において独立性というのは大変重要であり、そして、そのことというのは瀧さんのスライドの中でもあったように、恐らくこれからこうしたサービスというのは金融サービスだけではなく、いろいろな商品を仲介・紹介するようなサービスにだんだん広がっていく、まさに一般的な情報銀行として進化していくことがすごく期待されるのだろうと思います。

そうしたときに、その独立性の範囲をどう考えていくのか、例えばEUのデータガバナンスアクト、これも初回に紹介したものの中ですと、データ仲介者というのは基本的にほかの事業から構造的にセパレートしていることまでを求める形としている。そこまで果たして求めるか議論するかということはさておいても、中立的な商品や金融サービスの提供のために求められる独立性、あるいは広い意味でのフィデューシャリーの在り方はどうあるべきなのかということをこのデータ仲介者の議論の中で考えていく価値があるのだろうなと思いました。

以上でございます。

○森田座長　ありがとうございました。

それでは、落合構成員、どうぞ。

○落合構成員　私のほうは、まず本日の構成自体がもしかすると難しかった方もいるのではないかと思います、私なりに感じたところからコメントさせていただきます。

まず、金融庁のほうから御説明いただいた金融教育という話がなぜ入ってくるのかということですが、資産運用立国や、国民の生活水準の維持が念頭にあると思っており、ここは横田先生の御説明にあった内容とも合ってくるころかと思っております。その中で、データ利活用との関係の中では、自らの資産を把握することの重要性、ということをお説明いただいたのではないかと考えております。

その上で、瀧様のほうから御説明があった中で、具体的なデータの連携に関する取組ということで銀行APIを主に念頭において、電子決済等代行業のお話がありました。さらにそこから発展した販売等に利用する場合も含めた、データ利活用に関する広い意味での規律の在り方も考察するものとして、加毛先生のお話があったと考えております。

全体の金融データに関する仕組みとしましては、生貝先生が先ほど欧州の例も引いてお話しいただきましたが、諸外国の状況を見ておりますと、英国においては競争当局がもともと入ったということがオープンバンキングに関する重要なきっかけになっていったと思いますので、日本でも公正取引委員会の取組は期待されるころであると思います。オーストラリアであったり、米国であったりというのは消費者側から見ているということで、消費者委員会等の消費者の視点というのも期待されるころなのだろうと思います。

2点だけ御質問がございます。

横田先生のほうに、まず、情報としてどういう情報を把握しておくことが重要か、今、足りないものがあれば、どういったものがあるかを教えていただきたいと思います。

金融庁のほうでは堀本総括審のほうに、そういう中で、横田先生からもコメントがあるのではないかと思います、こういった金融情報の見える化の取組をされているかをお伺いしたいと思いました。

私のほうは以上です。

○森田座長 御発言をいただいてからお答えをいたしましょうか。

丹野構成員、どうぞ。

○丹野構成員 金融に関しては、私は消費者サイドで発言したいと思いますが、消費者が自身の金融資産を的確に把握して、それにより将来の生活設計等を行うことが、国民生活に欠かせない金融リテラシーの基本であると考えております。皆さんがおっしゃったとおりです。

消費者が日々家計管理を行って金融資産を把握して将来の生活設計を認識して実行するために、もう少し切実な場面で言えば、若年者等を含めた多重債務に陥らないためにという、その防止策として、まずは家計簿をつけましょうと、私もここ何年、消費者向け講座で言っただけです。

ただ、肌感覚として申し上げれば、そうはいっても実際になかなかやってくれる方は大変少なくてございます。大変面倒な作業ですから。それがデジタル技術によって自分の銀行口座、それから、証券、クレカ、電子マネー等の利用状況、決済状況が一覧で可視化され、いつでも見られるサービスが登場したわけで、まさにこれはデータの有効な利活用という意味では一定の評価をされるべきものだと思います。

さらに大事なことは、当事者側が実際にデータ活用という利便性で有益性を受け入れて評価しているのではないかと。それが先ほど瀧さんの説明にもありましたけれども、利用者数から想定されるのではないかと感じた次第です。

ただ、現行のサービスについて言えば、当然セキュリティー保持が前提にあるわけであって、このままで、もしも現行の利便性を支える、これだから消費者はウェルカムと言っているのですけれども、そのウェルカムを支えるアクセス方法を維持することに、もしかして強い懸念があるのであれば、一定のルールなり制度なりを検討するのがよいのではないかと感じた次第でございます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、落合構成員から質問が出ておりましたけれども、それについて。

○横田代表取締役 よろしければ、私の資料の21ページを御覧いただきたいのですが、右上のところに家計管理ということで大きく収入と支出、家計簿のところに収入と支出、それから、資産残高一覧表という表示になっていますが、バランスシート、資産の残高と負債の残高というところが、まずは大きな枠組みでは必要なデータだと思っております。

収入といったときに、次の22ページ、会社員とか公務員の方、給与所得者の方を前提としますと、給与明細のデータで手取り収入、額面の収入ではなくて手取り収入、可処分所

得とも言いますが、実際に幾ら使うことができるのかということで、まずはその手取り収入の金額をしっかりと把握する。総額を把握するというのがまず第一歩でして、できれば厚生年金保険料であるとか、健康保険料とか、介護保険料とか、それから、所得税とか、住民税とか、細かいところも必要ではあるのですが、まずは手取り収入が幾らなのかというのをしっかりと把握する。

例えば銀行に振り込まれる金額が手取りでしょうと言われる方がいらっしゃるのですが、実は会社によって例えば財形貯蓄とか、社内預金とか、持株会とか、給与天引きでいろいろ引かれていて、銀行に振り込まれている額は実は手取り収入でも何でもありません。御自身の意思で加入された結果、天引きされた後のお金が振り込まれているだけであって、本来の御自身の意思で使うことができる手取り収入が幾らなのか、そういった意味での手取り収入です。それから、支出のほうはかなり難しい部分もあると思うのですが、最近ですと家計簿アプリといったものを使うことで、ある程度把握しやすい部分もあると思います。

こちらでもまずは総額、何に使ったか、1年間でお金を幾ら使ったか、まず、総額が非常に大事だと思っていて、例えば個別に歯ブラシを1本買ったとか、シャンプーを3本買ったとか、こういう個別の内容よりは、まず総額で幾ら使ったか、手取り収入が幾らなのか、その結果として家計としては黒字なのか、赤字なのか、まず、そういったところをしっかりと見える化する。

それから、現状認識という意味で資産の残高と負債の残高、資産の残高は比較的取り組みやすい部分はあると思うのですが、こちらでも職域の領域に関しては、例えば財形貯蓄の残高とかの明細は年に1回ぐらいしか紙で発行されないとか、そういった実態があると、なかなかタイムリーには残高が見えづらいところもありますが、まずは全体をしっかりと把握する。まずは総額をしっかりと把握することが第一に重要かと考えております。

○森田座長 それでは、堀本さん、どうぞ。

○堀本審議官 実際問題として、全ての金融情報が各個人のみが保有している状況にあるとは別に思っていないです。個別の金融機関においては、例えば銀行とかは、サービスとしてそれぞれの銀行に預けた資産に関する情報を顧客に提供していただいているというケースが多いです。それもサービスとしてある意味で当然のように使っていると思いますので、そういうところはあります。各収支になりますと、これは完全に個人で管理していただくというのが基本的な状況になっているのではないかと思います。

したがって、先ほど申しましたJ-FLECなどに相談する際、あるいはファイナンシャルプランナーの方に相談する際、まず、情報を集めなくてはいけないという状況が、実際問題としてはあるということだと思っております。そういう点では、我々としては問題意識を持っているところでございます。

○森田座長 ありがとうございます。

時間が来ましたが、あとお二人に発言を希望されておりますので、お二人だけ御発言いただいて、ちょっと延長になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思

います。

岡田構成員、お願いします。

○岡田構成員 私からは2点ほど、瀧様のほうに質問させていただきたいと思います。

1点目はAPIを通じたアクセスについて、銀行に関しては、これまで法律や規範でまがりなりにも実現してきた部分がある一方で、クレカや電子マネーはそうっていないものと理解しました。銀行との違いとして、何が一番本質的な障害になってきたのかという点をお伺いしたいです。

2点目としては、今日は基本的に金融データのお話を伺いまして、金融データに固有の特性等についても理解できましたけれども、本人視点でアクセスをする、また、データ利活用を広く認めていくという観点からは、金融データにフォーカスして個別に突破していくアプローチがいいのでしょうか。それとも、分野によって様々なデータの特性はありますが、もう少し金融データ以外のデータも含めて広く横断的・普遍的に本人起点のデータ利活用やアクセスをもっと認めていくという流れを法律なり規範なりでつくった上で、それを金融分野にも下ろしてカスタマイズしていくというアプローチも考えられるのでしょうか。データによっても特性は異なりますが、今日お伺いしたような話が金融データ以外にもどこまで普遍的に当てはまるような話なのかという点も含め、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○瀧代表理事 2点目からお答えさせていただくと、データアクセス権とか、ポータビリティ権みたいなものは、個人情報とそれに基づく国民的コンセンサスとの兼ね合いだと思っています。何より重要なのはユースケースだと思っていまして、今日私はいっぱいユースケースをお出ししたと思うのですが、落合構成員の第1回会合のプレゼンのときに4段階のデータアクセスの件があって、まず、ユースケースを特定して最後にアーキテクチャーをつくりましょうと、ユースケースが特定されていない中で国民的にデータポータビリティが重要だということは非常に難しいと思っています。私たちは実業家なので、実際に便利だねというのを見て説得されていくというルーチンを重視しているので、産業別アプローチに私たちは票を入れたいというのが1点目でございます。

何が障害になってきたかは、先ほどの40ページの公取委さんの絵が一番分かりやすいのですが、カード会社さんでAPI基盤をつくって投資をしたとしても、この回収がなかなか見込めないというジレンマにあると思っています。自分のデータを見るのにお金を払ってくれるという構造が世の中にない以上、利用と供給が成り立っていないというか、市場による解決がなかなか難しい観点になっていると思っています。

同時に、電代制度であってよかったというのは、データを取る人たちが監督されることも重要なのです。野放図にやってはいけないので、ある程度、取ることができるサードパーティーの群を決める、範囲を決めるというのは、電代制度でいうと規制を受けることでできていますから、その対象を規制することとマーケットが成立していないという、この2つが重要で、なぜ今やるのですかと言われると、今のままではカードなどへのアクセ

スが止まってしまうというのが一番大きいところです。

マーケットのもう一つの要素として、企業の本質はできるだけ商取引を囲い込みたいというのは、マネーフォワードですら思うことなのです。そこを乗り越えるだけの外部性を加味した価格にはなかなか設定されないというのがあるのかなと思います。

以上です。

○森田座長 それでは、稲谷構成員、どうぞ。

○稲谷構成員 もう時間も来ていますので、手短に。

私は頭が雑なほうなので、今日のテクニカルなお話についていくのがいっぱいいっぱいだったところがあるのですけれども、大きく考えていくと初回から、今日もまとめが最初にありましたが、ウェルビーイングとか幸福追求権をどういう形で、データのエコシステムとして実現していくのかという問題意識が、大きな絵としては一貫してあるのかなというのを改めて思いました。

今日、金融教育とか自分の情報を把握する必要性というものがファイナンシャル・ウェルビーイングを実現する観点から重要だという話があったと思うのですけれども、同時に恐らく瀧さんのほうからも、それから、加毛先生のほうからも若干言及があったことと関係していると思うのですが、それらを個人が独力で一生懸命やるというのにも、認知限界の問題がこの会議で何度も出てきているように、限界があると思うのです。

そうなったときに、AIエージェントを活用していくとか、AIエージェントの活用と、例えば瀧さんの話でもありましたけれども、行政サービスなどとも連結させるみたいな形が出てくると、自分で物すごいコストをかけなくても多くの方がよりウェルビーイングを向上させることができる状態につながっていく可能性があるのだと思いました。データ連携というのは、まさにその前提として整備されてこないといけない。ただ、それをやるためには、ある意味で今、瀧さんがおっしゃられたように、マーケットだけに任せていてはなかなかできないというところがあるという話になってくる。

逆に言えば、考えなくてはいけないのは、データ連携を促進することによって最終的に出てくる可能性のあるウェルビーイングの大きさみたいなものがあるのであれば、それに見合うコストは当然投入することで全体の最適というのを実現するということは政策として本来必要になってくるという絵があると思います。こういった観点から、もちろんユースケースごとにそれぞれ変わってくところはあると思いますけれども、きちんとコストベネフィット計算をかけていって、便益が期待できそうで、やれそうなところからどんどん実用化していくことで、今申し上げたような大きな絵を進めていくところがとても重要になってくるのかなというのを全体として感想として持ったところです。

また、個社企業のインセンティブの整合性という観点からは、落合さんも、それから、瀧さんもおっしゃられましたけれども、ある種の囲い込みのインセンティブというものにどう対応していくのかという観点から公取的な観点も必要になるでしょう。あるいはこのケースにおきますと、囲い込まれてしまうと当然レントシーキングされる危険性も出てき

ますので、そこを防ぐという観点からは、消費者にとっても何らかの介入とかプラスになるということとも言えると思いますので、そういった観点からもベネフィットを見ていくことによって、制度をどう設計するかという話につなげられるといいのかなと思いました。非常に雑駁で恐縮ですけれども、以上でございます。ありがとうございました。

○森田座長　ありがとうございました。

ちょっと時間が過ぎておりますので、これぐらいで終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○村上局長補佐　大きな流れは今日で見えたかと、一遍に全部だと結論が出ないで終わってしまうので、いずれでも結構です、クレカとAPIでもいいし、電代業の制度のバージョンアップでもいいし、細かい具体的な話でもいいので、ぜひ今日以降、各分野をお聞きになられて、説明していただいた方も含めて、特にこの各論から手をつけてほしいというプライオリティーとその理由について事務局に、メールでも何でもいただけると大変ありがたいですので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○森田座長　ありがとうございます。

大変重要な御指摘だと思います。

ちょっと時間を取って恐縮ですけれども、一言だけ私もコメントさせていただきます。

これは私のように年金生活に入った者にとっては非常にいいと思っております、残少ない資産をどう使うかというので大変参考になるかと思えます。特に高齢者の方がそうですけれども、これ公的部門からの年金という給付のほうと、社会保険料、税とか支出のほうがあります。公

的な個人の出入りの話と個人の資産の話というのはリンクしていると思うのですけれども、いわゆるマクロとミクロと官と民になるかもしれませんが、全体として考えていきませんと、例えば今お米が高いというので、お米が返礼品のあるふるさと納税をしましょうということになりますと、実質的にこれは可処分所得が増えることになるわけです。そういう形での構造までサジェストするのか。これは財政当局の関心になろうかと思えます。

そういう意味で言いますと、ある一部の国では完全に公的な社会保険料だとか、全部含めてですけれども、個人アカウントで管理している国もあるやに聞いております。そういう意味での発展の可能性ということも考えられるのかなという気がいたします。間違っているかもしれませんが印象でございます。

ということで、今日は大変大きな方向感の議論が出てきたと思いますけれども、まさに個々のパーツにつきましてはプライオリティーをつけて、きちんと情報の在り方、管理の仕方を検討していく必要があるかと思えます。これは事務局のほうに整理をお願いしたいと思えます。

金融庁、先ほど堀本さんがお答えになりましたけれども、今日の議論を通しまして、金融庁としても何か総括的なコメントがあればいただきたいと思います。

○堀本審議官 いろいろな論点がありますので、金融庁として検討していきたいと思います。少なくとも、最初に私が御説明を申し上げましたとおり、これから金融教育、あるいは家計管理等を進めていく中で、どうしてもその前提として各個人の金融情報を整理する必要があるという問題になるのです。先ほども言いましたJ-FLECと連携しながら、どういう整理の仕方があるか考えたいと思います。

○山澄審議官 次回第5回の検討会は2月26日の10時から、医療分野を予定してございます。ハイブリッドで開催を予定しておりますのでよろしくお願いします。

○森田座長 それでは、どうもありがとうございました。

私が余計なことを言いまして7分ほどオーバーしてしまいましたけれども、これで本日の議論は終了させていただきたいと思います。御出席どうもありがとうございました。